

周防灘エリア

中津市から国東半島までの周防灘沿岸部と姫島を含む区域。中津干潟等の沿岸部は、希少生物の宝庫で、生物多様性の高さを誇るとともに、漁業等独自の生業を生み育んできた。また、遠く本州に至る穏やかな海を遠景に有しながら、周防灘に面して東西方向に延びた海岸線が形成する固有の海岸景観の連続性が景観特性といえる。



六郷満山エリア

特色ある神仏習合の六郷満山文化が花開いた国東半島及び宇佐神宮とその奥宮である大元神社がある御許山を含む区域。景観の特徴は国東半島の中央部に位置する両子山、文珠山から放射状に海へ延びる奇岩秀峰に富む28の谷地形であり、谷ごとに多くの寺院、神社、山岳における修験道等が所在し、六郷満山文化という価値を形成している。



別府湾エリア

別府湾を囲む市街地（別府、大分、日出、杵築）と別府湾を取り囲む山々の稜線（鹿鳴越連山、城山、扇山、鶴見岳、高崎山等）までの区域。湾を介して、日出の港、別府の湯煙、大分の工業地帯等、特色ある生業や産業が営まれてきた。別府湾を囲む自然と人の営みによる「空間的な一体性を持つ広域景観」が景観特性といえる。



筑後川水系エリア

筑後川水系は、豊かな山林の中を流れ、平野部の農地を潤す流れへと変化し、その後天ヶ瀬温泉の温泉地景観の一部となり、天領日田の市街地を流れていく。このように、河川沿いの土地利用は多様な変化を見せ、流域の暮らしを支え多くの恵みを与えてきた。これらの暮らしを支える基盤として景観が存在している。



やまなみハイウェイエリア

日本風景街道における「九州横断の道 やまなみハイウェイ」の区域。やまなみハイウェイの道には雄大な風景が広がり、野焼き等の人々の営みによりその景観は守られてきた。やまなみハイウェイを軸とし、そこを通過する過程で、高原、美しい山肌、抜けるような空が次々と現れるシークエンス景観が景観特性といえる。



祖母・傾自然公園エリア

祖母傾国定公園、県立自然公園の指定区域。祖母山から傾山に至る稜線は、急峻な岩壁がそびえ立つ独特な地形・地質であり、これまでに開発の手がほとんど入っておらず、原生林が良好な状態で保全されている。地域固有の多彩な民俗芸能が各地で継承され、豊かな自然環境の保全とそこに暮らす人々の生活との調和が図られている。



日豊海岸エリア

大分市佐賀関から佐伯市の南端までの海岸線を含む日豊海岸に沿った区域。南北に延びるリアス海岸や離島と漁村景観を形成する個性ある浦・漁港が連なる景観や国定公園、県立自然公園などが存在する。独特な地形・地理特性と、そこで発展した漁業の風景、さらには多様な自然環境の織りなす独自の景観が特性といえる。



耶馬渓エリア

名勝として指定された耶馬渓66景を含む区域。太古からの地殻変動や気候変動により形成された奇岩、秀峰、絶壁を成す峡谷、溪流など類い希な地形・地質を基盤とし、地域の人々の伝統的な生活及び農林業等の産業の営みの結果として「おおいだらしい景観」が形成されている。本エリアの景観特性は、文人画人を魅了した名勝とそれらを支える周辺環境にあるといえる。



北部石橋文化エリア

河岸段丘とその隙間を縫うように散在する集落・農地、そして人々の暮らしを往来と水利システムの両面で支える石橋群など特徴的な景観が数多く集積している。特に、院内は恵良川、耶馬渓は山国川とその支流群に石橋が集積する。石橋の風景や採石、運搬、築造からなる景観形成プロセスとその後の生業景観の持続性に価値を見いだすことが出来る。



おおい温泉地エリア

温泉を観光産業とする主要な温泉地を含む区域。これら温泉地は、景観のみならず、泉質、歴史・文化、また来訪者のニーズに至るまで、それぞれが異なる個性を有している。それぞれの温泉地が各々の役割を果たしながら「おんせん県おおい」のイメージを支えており、温泉情緒という共通性を維持していくことが、このパブリックイメージの保全につながる。



白杵藩文化圏エリア

白杵の旧城下町は、大友宗麟が築城した白杵城を中心とした地区で、大分市戸次本町、豊後大野市市場通りは、近世に旧白杵藩の日向街道沿いの交通の要衝である在町として栄えた。本エリアの景観特性は、歴史的建物の意匠や使用する石材の共通性や名工の存在など、「空間としては不連続であるが文化圏として同一性を有する景観」であると考えられる。



南部石橋文化エリア

竹田市から大分市にかけて、大野川流域を中心に阿蘇溶結凝灰岩を利用した石橋等が集積する地域を含む区域。本エリアの景観特性は、水と石の作り出す景観であり、集落内の往来や水利のための石橋の築造、水路（井路）網形成のための石材の利用、家屋基礎等への石垣の利用等、文化的景観として広域景観が形成されている点にある。





大分県広域景観保全・形成指針【概要版】

～つながり、守り育む、景観ガイドライン～

- 1 基本理念
- 2 広域景観の保全・形成に向けた基本的な考え方
- 3 景観保全・形成における各主体の役割と広域景観協議会の設置
- 4 広域景観エリアの設定

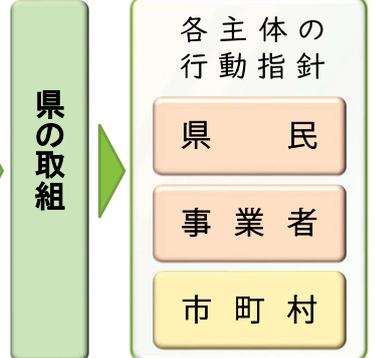
1 基本理念

県民、事業者、市町村、県が、「おおいたらしい景観の価値」を理解・共有するとともに、関係者が協働して(=つながり)守り育て、魅力ある景観を次世代に引き継いでいくことを基本理念とします。



2 広域景観の保全・形成に向けた基本的な考え方

- ① 「おおいたらしい景観」を県民の共通財産として守り継承します
- ② 市町村の規制誘導策の調整を図ります
- ③ 県と市町村が連携する仕組みを構築します
- ④ 公共施設整備により良好な景観形成を先導します
- ⑤ 様々な主体が協働する景観づくりを推進します
- ⑥ 広域景観が県民共有の財産であるとの意識醸成を図ります



☑ おおいたらしい景観とは

本指針において、景観とは「地形・地質」「歴史・文化」「生活・生業」などの地域固有の景観特性によって形づくられる認識像としています。

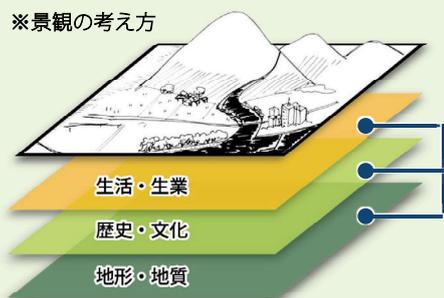
これらの景観のうち、特に本県の美しく豊かな自然と、そこに住む人々の生活によって長い年月をかけて形づくられてきた個性豊かな魅力ある景観を「おおいたらしい景観」としています。

☑ 広域景観とは

この指針では、地形や気候、歴史、文化等による一体性もしくは共通性を有し、複数の市町村にわたる景観を「広域景観」とします。

ただし、視対象となる景観が一つもしくは複数の市町村にあり、視点場がその他の市町村にある場合も広域景観とします。

※景観の考え方



3 景観保全・形成における各主体の役割と広域景観協議会の設置

県民に期待される役割

良好な景観は、県民一人ひとりの日常生活の積み重ねから形づくられることを認識し、自ら進んで地域の景観の保全・形成に取り組んでいくことが期待されます。

事業者に期待される役割

県や市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するだけでなく、地域社会の構成員として、積極的な景観保全・形成に取り組むことが期待されます。

市町村の役割

景観行政団体として責任を持って景観行政を推進するとともに、広域景観の保全・形成について、県や関係市町村等と連携した取組を進めることが必要です。

県の役割

景観行政団体である市町村の景観施策を支援し、広域景観の保全・形成は県の責務であると捉え、関係市町村等と連携した取組を進めます。



地域の景観行政推進の核として、
県民・事業者・市町村・県が協働する
「**広域景観協議会**」を設立

県が支援

広域景観協議会の取組例

- 関係市町村の規制誘導策の調整
 - 地域の景観の保全・形成策の検討
 - 景観施策に関する情報共有
 - 広域景観に関する情報発信
- (守るべき景観の意識共有)

4 広域景観エリアの設定

県民、事業者、市町村、県の協働により取組を行う場として「広域景観エリア」を設定します。

地域固有の景観特性に基づき、12の広域景観エリアを設定し、基本的な特性の違いに基づき2つのタイプに分け、取組を進めていきます。

景観の一体的な保全・形成を図るエリア

空間的に一体的もしくは連続的な広域景観については、その一体性や連続性を確保するために、関係市町村の景観施策や規制誘導策等の調整を検討します。

点在する景観の価値の共有を図るエリア

点在しているが、文化的・歴史的背景を共有するなどイメージとして一体的な広域景観については、セミナーの開催などを通じて、景観の価値の共有を促進します。

